

# 第 3 次安城市男女共同参画プラン策定方針 (案)

## 目次

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の名称と期間	3
3	計画策定の体制	3
4	計画の位置づけ	4
5	プランの基本的な考え方	5
	（1）基本理念	5
	（2）最終目標（目指す姿）	6
	（3）プランの重点目標	7
6	計画策定の過程	8
	（1）策定までのフロー	8
	（2）事業所、市民活動団体ヒアリング調査の実施	9
	（3）事業所、市民活動団体ヒアリング調査の結果の活用	9
7	計画書本編の構成（案）	11

平成 24 年 6 月

安城市市民協働課

# 1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、翌年の平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定された。その後、平成17年12月には「第2次男女共同参画基本計画」が、平成22年12月には、より実効性あるアクション・プランとすることをめざした「第3次男女共同参画基本計画」が策定されている。

愛知県においては、平成13年3月に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、平成14年3月には、県、県民、事業所の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定された。さらに、社会情勢や国の動向を鑑み、平成23年3月には「新あいち男女共同参画プラン」が策定されている。

安城市では、平成12年度に安城市の男女共同参画の方向性を定めた「安城市男女共同参画プラン」を策定し、その後平成18年に後継計画となる「第2次安城市男女共同参画プラン」を策定した。また、平成22年度には施策や事業の実施状況と市民意識を踏まえた「第2次安城市男女共同参画プラン」の中間改定を行った。

「第3次安城市男女共同参画プラン」は、以上のような国、愛知県の動向や、本市の男女共同参画に関する施策の実施状況、平成23年度に実施した市民意識調査結果等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢に対応し、本市における男女共同参画に関する行政の取り組みを総合的・計画的に推進するため策定する。

## ■「第3次男女共同参画基本計画」の概要

特徴		
①経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設	②実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定	③2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進
		④女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調
重点分野		
(網掛け部分は新設分野)		
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画	第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
第5分野 男女の仕事と生活の調和	第10分野 生涯を通じた女性の健康支援	第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

■「新あいち男女共同参画プラン」の概要



国の「第3次男女共同参画基本計画」、愛知県の「新あいち男女共同参画プラン」では、ともに、新たなポイントとして“男性や、子どもなどの男女共同参画の推進”や、厳しい社会経済情勢の下で“様々な困難を抱える人の増加に対応した施策”などを盛り込んでいるため、安城市における3次プランにおいても、これらの内容を踏まえていく必要がある。

## 2 計画の名称と期間

計画は、「第3次安城市男女共同参画プラン」と称し、計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

■第3次安城市男女共同参画プランと上位計画・関連計画の計画期間

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第7次安城市総合計画				→	次期計画へ		
<b>第3次安城市男女共同参画プラン</b>							
安城市次世代育成支援行動計画				→	次期計画へ		
あんジョイプラン6（第6次安城市高齢者福祉計画・第5期安城市介護保険事業計画）				→	次期計画へ		
第3次安城市障害者福祉計画				→	次期計画へ		
健康日本2 1 安城計画	第1次計画		第2次計画				



市の最上位計画となる総合計画の改定時期を控えているため、特に新総合計画との施策や評価指標との連動を見据えた男女共同参画プランの策定が必要である。

## 3 計画策定の体制

計画は、市長の諮問機関である安城市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行う。市内においては、各課の担当職員で構成する作業部会、部課長級職員で構成する幹事会において協議し、安城市男女共同参画審議会において審議する各事項についての原案を作成する。

また、策定の過程において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、事業所、市内活動団体に対するヒアリング調査や、パブリックコメントを実施する。

## 4 計画の位置づけ

計画は、男女共同参画社会の実現に向けて安城市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものであり、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条に基づく計画として位置づける。

また、本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条に定められた市町村基本計画としても位置づけることとする。

### ■参考：各根拠法の抜粋

#### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### ■安城市男女共同参画推進条例

#### 安城市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市町村基本計画としても位置づけていくこととなるため、これまで以上に体系立ったDV防止対策について方向性を示していく必要がある。

## 5 プランの基本的な考え方

### （1）基本理念

「基本理念」は、プランの基本となる考え方を示すものであり、プランを推進するすべての主体が共有するものとなる。これまでの安城市男女共同参画プランでは、1次プランで「基本的人権としての平等」、2次プランで「平等」「参画」が基本理念として掲げられていた。

このたび策定する第3次安城市男女共同参画プランでは、国の第3次基本計画でも掲げられている「実行性のあるアクション・プランとする」方向性などを踏まえ、第2次プランの基本理念に、「実行」を加えることとする。

#### ■これまでの安城市男女共同参画プランにおける基本理念

安城市男女共同参画プラン : 基本的人権としての平等

第2次安城市男女共同参画プラン : 「平等」「参画」

#### ■第3次安城市男女共同参画プランにおける基本理念（案）

「平等」…誰もが基本的人権を認識し、個人として尊重され、法の下に平等で差別されないこと

「参画」…男女がともに、様々な分野で個性と能力を発揮するとともに、意思決定過程へ加わること

「実行」…一人ひとりが男女共同参画の担い手である認識を持ち、行動に移していくこと



### (3) プランの重点目標

「安城市男女共同参画プラン」「第2次安城市男女共同参画プラン」、また、平成22年度に策定した「第2次安城市男女共同参画プラン（中間改定）」において、いずれも重点目標（プランの中で特に力を入れていかなければならない取り組み）を掲げている。

この重点目標は、時代の流れ、市民の意識の変化にあわせて変更がなされている。このたび策定する「第3次安城市男女共同参画プラン」では、アンケート結果や安城市のこれまでの取り組みを勘案し、以下のような3つの重点目標を掲げることとする。

#### ■これまでの安城市男女共同参画プランにおける重点目標

	安城市男女共同参画プラン	第2次安城市男女共同参画プラン	第2次安城市男女共同参画プラン （中間改訂版）
1	男女平等の意識づくりと制度・慣行の見直し	男女共同参画に関する啓発	方針決定の場への女性の参画促進
2	あらゆる場での共同参画	ドメスティック・バイオレンスへの対応	地域活動への参加促進
3	男女の共生と自立・参画を育む豊かな地域づくり	事業体としての市役所における男女共同参画の推進	ドメスティック・バイオレンスへの対応

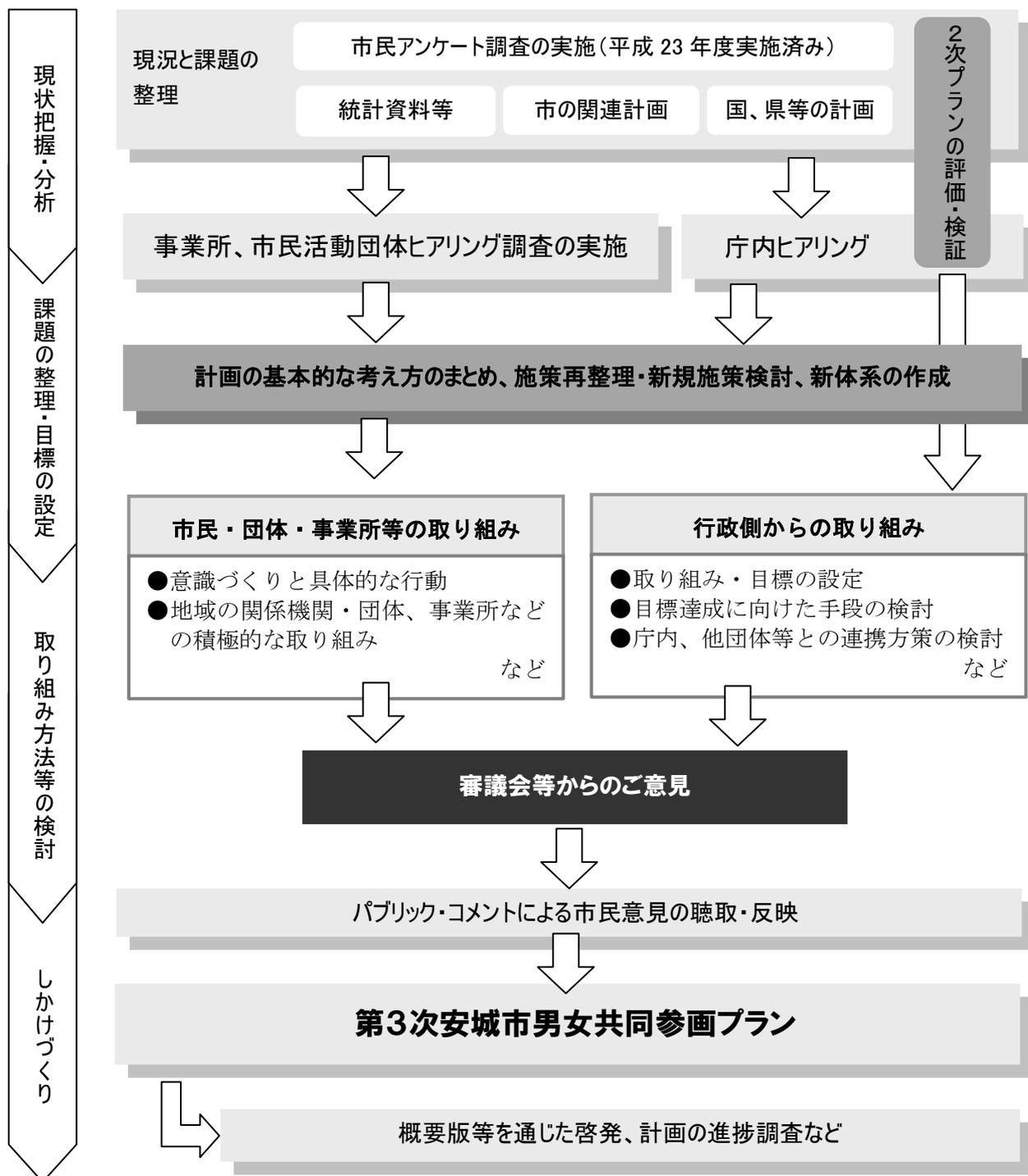
#### ■第3次安城市男女共同参画プランにおける重点目標（案）

	重点項目（案）	理由等
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワーク・ライフ・バランスの認知度が低い。</li> <li>○「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」といった意識を持つ市民が多く、個人の状況や希望に基づいた選択ができにくい環境にある。</li> <li>○企業が多い市の特性などからも、企業の協力を得ながら取り組みを進めていく必要がある。</li> </ul>
2	ドメスティック・バイオレンスへの対応（継続）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DVの経験者はわずかながら減少傾向にあるが、いまだに存在している。</li> <li>○今回のプランにはDV防止計画の位置づけを加えており、施策を整理するとともに、取り組みの強化を図っていく。</li> </ul>
3	方針決定過程への女性参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アンケートによると、市の施策へ女性の意見が「ある程度反映されている」が約3割にとどまっており、前回調査と比較すると若干減少している。</li> <li>○審議会等委員への女性の登用率は平成24年4月1日で25.6%と、前年に比べて低下している。平成17年以降、25～30%未満で推移し、目標の平成24年度31%には未だ達していない。</li> </ul>

## 6 計画策定の過程

### (1) 策定までのフロー

計画は、以下のような流れにより策定する。



## (2) 事業所、市民活動団体ヒアリング調査の実施

男女共同参画に関する市民や事業所の生の声をお聞きするため、事業所、市民活動団体ヒアリングを実施する。

### ■調査対象（案）

事業所	市民活動団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>○安城市内のファミリー・フレンドリー企業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種（製造業、サービス業等）別</li> <li>・事業所の規模別に抽出</li> </ul> </li> <li>○女性農業従事者</li> <li>○商工業関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さんかく 21・安城の構成団体</li> <li>○その他、市内で活動する女性団体</li> <li>○市内で活動する男性団体（おやじの会など）</li> <li>○学校（小中学生、高校・大学生などの若年者）</li> </ul>

### ■主な聞き取り項目（案）

事業所	市民活動団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワーク・ライフ・バランスについて               <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業等の取得状況について</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスを支える企業の取り組み状況について</li> </ul> </li> <li>○仕事における男女共同参画について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の離職・定着、再雇用などの状況</li> <li>・女性をはじめとする多様な人材活用の方針など</li> </ul> </li> <li>○男女共同参画に向けて取り組みたいこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の取り組みと必要な社会的支援または条件</li> </ul> </li> <li>○セクシュアルハラスメント対策</li> </ul> <p style="text-align: right;">…など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団体活動について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体活動のうち男女共同参画に寄与する取り組み</li> <li>・情報の取得状況</li> <li>・他団体との連携状況</li> </ul> </li> <li>○市の男女共同参画について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動上の性別役割分担意識や性別による差別</li> <li>・男女共同参画の推進に関して行政に期待すること</li> <li>・男女共同参画の推進に関して活動団体で取り組めること</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">…など</p>

## (3) 事業所、市民活動団体ヒアリング調査の結果の活用

### ①施策検討のための課題の抽出に活用する

事業所、市民活動団体の現状や活動状況、男女共同参画を取り巻く課題の把握を行う。

### ②優良事例の啓発に活用する

事業所ヒアリングは出来るだけ男女共同参画について積極的に取り組んでいる事業所を選定し、優良事例として計画書または計画書概要版に掲載することで啓発に活用する。

### ③団体の活性化に寄与するための支援についての検討に活用する

質問項目に、今後取り組みたいことや欲しい情報・支援、連携を取りたい団体などの質問項目を含めることで、団体のネットワークを強め、活動を活性化させるための方策の検討に活用する。

■参考：安城市内のファミリー・フレンドリー企業（平成24年5月現在）

No.	事業所名	業種	労働者数		制度の有無	
			数	女性比	育児・子育て	介護
1	株式会社安城自動車学校	サービス業	60	35.0%	○	○
2	アンデン株式会社	製造業	1,416	19.5%	○	
3	植村建設工業株式会社	建設業	10	10.0%	○	
4	カミヤ電機株式会社	製造業	36	30.6%	○	
5	株式会社クサカ	建設業	71	14.1%	○	
6	株式会社合同工業	建設業	27	7.4%	○	○
7	株式会社サカキパラコーポレーション	製造業	106	49.1%	○	○
8	株式会社サンワ金型	製造業	16	18.8%	○	
9	サン・シールド株式会社	建設業	80	11.3%	○	○
10	株式会社スギ薬局	卸売業、小売業	8,739	70.1%	○	
11	西三建設株式会社	建設業	14	7.1%	○	○
12	株式会社東海石油	卸売業、小売業	71	15.5%	○	
13	株式会社トップメディア	生活関連サービス業、娯楽業	112	92.0%	○	
14	株式会社ナルセコーポレーション	建設業	27	11.1%	○	○
15	株式会社ニッセイ	製造業	823	19.7%	○	○
16	株式会社ビレッジ開発	不動産業、物品賃貸業	28	14.3%	○	
17	碧海信用金庫	金融業、保険業	1,501	40.2%	○	
18	社会福祉法人碧明会（根崎保育園）	医療、福祉	15	93.3%	○	
19	株式会社マキタ	製造業	3,206	19.0%	○	○
20	株式会社増田組	建設業	12	16.7%	○	○
21	ヤスキ建設株式会社	建設業	13	7.7%	○	○

■ファミリー・フレンドリー企業以外で職場の状況を把握する団体等

No.	団体名	No.	団体名
1	安城商工会議所女性会	2	安城市農業委員会

※安城商工会議所女性会は、「さんかく21・安城」の参加団体でもあります。

■安城市内の関係団体（「さんかく21・安城」への参加団体）

No.	団体名	No.	団体名
1	安城国際交流友の会	11	ボランティアネット北明治の会
2	安城市健康づくり食生活改善協議会	12	やはぎ会安城支部
3	安城市更生保護女性会	13	「ぎたんじやり」友の会国際理解を考える会
4	安城市消費生活学校	14	安城商工会議所女性会
5	高齢者福祉研究会	15	安希の会
6	NPO 法人 ing	16	安城市婦人会協議会
7	国際交流安城はなのき会	17	刈谷・知立・安城 およこ劇場
8	新日本婦人の会安城支部	18	NPO 法人育て上げネット中部虹の会
9	NPO 法人えんご会	19	NPO 法人安城まちの学校
10	愛知県農村生活アドバイザー西三河支部碧海分会（安城地区）	20	NPO 法人チャンネル Daichi
		21	グリーンそう

※その他必要に応じて関係団体を抽出します。

## 7 計画書本編の構成（案）

第3次安城市男女共同参画プランは以下のような構成とする。（検討により、今後変更する可能性がある）

